

令和6年度嘉手納町一般介護予防事業 じんぶん倶楽部仕様書

1. 事業目的

認知症予防に関する知識の普及・啓発を行うことで、認知症に対する理解を広め、認知症の発症及び悪化を予防することを目的とする。

2. 事業対象者

町内に住所を有する満65歳以上の介護保険第1号被保険者とする。

3. 実施場所

実施が適切とされる町内公共施設

4. 教室実施期間及び実施時間

教室実施期間：令和6年8月～12月（全15回）

教室実施時間：午後2時～3時30分

講話開催時期：自主サークルに対するフォローアップ講話（1回）

*事業開始日は、町と協議の上決定する。

5. 委託事業概要

(1) 業務内容

①実施回数及び事業時間

ア) 教室：週1回、全15回（1回あたりの事業時間は1時間30分）

※事前準備・健康チェック・後片付け等は事業時間に含めない。

イ) 自主サークルに対するフォローアップ講話（1回）

②教室利用人数

・13名程度

③実施内容

・認知機能低下の遅延及び予防のために、運動認知症予防のプログラムを実践する。

・利用者が概ね15回のプログラム終了時に、受託事業者は創意工夫し、皆勤賞及び修了証賞状を作成する。

④認知症予防教室終了後、自主活動に繋がるようなプログラムとする。

⑤自主サークルを対象としたフォローアップ講話1回を開催する。

(2) 人員体制

理学療法士または健康運動指導士等運動指導員2人、栄養士等1人計3人

(3) 安全管理

嘉手納町介護予防事業緊急対応マニュアルを参照した上で、事業が安全に行われるよう、事故防止のため十分な注意を払うとともに、緊急時にも対応できるように体制を整備すること。

また、国が示している基本的感染対策の考え方を参考に、感染症拡大防止対策を講じること。

(4) 送迎

希望者には対象者宅までの送迎を実施する。ただし、第三者へ委託することも可とする。感染拡大防止対策も含め、安全管理に十分に配慮した上で実施すること。

(5) 利用者の欠席時の対応

- ①利用者からの欠席の連絡については、事業者が直接受けることとする。
- ②送迎業務に関し第三者委託を行っている場合においても、事業者から連絡するものとする。

6. 傷害保険

事業実施者において加入すること。

7. 個人情報の保護

- ①業務の遂行にあたり、嘉手納町個人情報保護条例（平成 14 年条例第 25 号）に従い、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のための措置を図ること。
- ②業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

8. 実施報告

受託事業者は、実施報告書を 1 月毎に提出すること。その際は、委託料請求書とともに実施翌月 10 日までに提出すること。また、本事業終了後速やかに評価を含めた実施報告書（プログラムの概要、実施場所、実施回数、参加人数、実務担当者名、総評、考察、課題等がまとめられたもの）を町に提出すること。

9. 委託料の支払い

具体的な支払いは、1 か月ごとの実績払いとし、報告書とともに町に請求を行う。委託料請求書が適法なものであるときには、委託料請求日から 30 日以内に支払うものとする。

10. 契約

契約期間は、契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

11. その他

この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、定めるものとする。